

# バイオ燃料に関する MARPOL 附属書 VI 統一解釈に関する事項

## 改正要領

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領  
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

## 改正理由

IMO 海洋環境保護委員会 (MEPC) は、MARPOL 条約附属書 VI の様々な要件に対する統一解釈として MEPC.1/Circ.795 を承認し、本会も同統一解釈を既に本会規則に取入れている。

MARPOL 条約附属書 VI の第 18.3.2.2 規則では、石油を精製すること以外によって得られる燃料を使用する場合、同附属書第 13 規則に定める NO<sub>x</sub> の排出基準を超えてはならない旨規定している。

IACS は CO<sub>2</sub> 排出削減を図る目的で、今後バイオ燃料の使用が増加することが見込まれるため、バイオ燃料を使用する場合又はバイオ燃料を化石燃料と混ぜて使用する場合に、当該 NO<sub>x</sub> 排出基準をどのように適合するのか明確化する統一解釈案を作成した。IMO での審議の結果、IACS 提案の統一解釈案は 2022 年 6 月に開催された IMO 第 78 回 MEPC にて、MEPC.1/Circ.795/Rev.6 として承認された。

今般、MEPC.1/Circ.795/Rev.6 に基づき、関連規定を改める。

## 改正内容

バイオ燃料の混合比率及び原動機取扱手引書の変更有無を考慮し、NO<sub>x</sub> 排出基準の適合を明確化する。

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

## 8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

### 1 章 通則

#### 1.2 一般要件

1.2.3 を次のように改める。

##### 1.2.3 燃料油の積込及び燃料油供給証明書（附属書 VI 第 18 規則関連）

-1. バイオ燃料混合油の取扱いは、次による。

(1) バイオ燃料の混合割合に応じて次の規定が適用される。

(a) 30 %以下（体積比）のバイオ燃料を混合した燃料油は、規則 8 編 1.2.3-1.(1)の要件に適合するものでなければならない。

(b) 30 %超え（体積比）のバイオ燃料を混合した燃料油は、規則 8 編 1.2.3-1.(2)の要件に適合するものでなければならない。

(2) 前(1)にいうバイオ燃料とは、バイオマスに由来する燃料油であり、次の(a)から(g)が挙げられるが、これに限らない。

(a) 廃食油

(b) 脂肪酸メチルエステル (FAME)

(c) 脂肪酸エチルエステル (FAEE)

(d) ストレートベジタブルオイル (SVO)

(e) 水素化バイオ燃料 (HVO)

(f) グリセロール又はその他のバイオマス由来の液体燃料 (BTL)

(3) 燃料油供給証明書には、バイオ燃料が混合されているか又は、どの程度混合されているかの詳細が記載されること。

-2. 規則 8 編 2.1 の要件に従って認証されたディーゼル機関であって、バイオ燃料又はバイオ燃料混合油で運転でき、当該機関の承認された原動機取扱手引書における NO<sub>x</sub> 基幹部品 (critical components)、設定値及び運転値に同手引書記載の範囲を超える変更がない場合、規則 8 編 1.2.3-1.(2)(b)で規定する要件への適合を確認することなく当該燃料油の使用が認められる。なお、NO<sub>x</sub> テクニカルコード 5.3.2 項で要求される ISO 8217:2005 の DM 級又は RM 級の船舶燃料で実施された代表原動機の窒素酸化物放出量試験は、ISO 8217:2005 の後継規格を満たす燃料を含め、運転時に使用する、又は機関の設計上で使用を想定する若しくは、運転可能な全ての DM 級又は RM 級の船舶燃料に対して有効である。

-3. 次の(1)に示す燃料は、(2)の方法により窒素酸化物放出量が許容限度を超えていないことが確認された場合、規則 8 編 1.2.3-1.(2)(b)の規定に準拠したものとみなすことができ、国際大気汚染防止証書の継続発行が認められる。

(1) 次のいずれかに該当する燃料

(a) 石油精製以外の方法により製造される燃料油

(b) 30 %超え（体積比）のバイオ燃料を混合した燃料油であり前-2.の規定に該当しないもの

(c) 規則 8 編 1.2.3-1.(2)(b)で規定する窒素酸化物放出量の許容限度が，原動機ファミリー若しくはグループの試験台において，明確に認証されていない燃料

(2) 次のいずれかの方法により，(1)に示す燃料を機関で燃焼させた時に，その窒素酸化物放出量が当該機関に適用される許容限度を超えていないことを確認すること。ただし，船上で測定を行う際には，その偏差を考慮し，窒素酸化物放出量の許容限度の 10%を許容値としてよい。

(a) 船上簡易計測法 (NO<sub>x</sub> テクニカルコード 6.3)

(b) 船上モニタリング法 (NO<sub>x</sub> テクニカルコード 6.4)

(c) 試験台における試験方法

~~14.~~ 規則 8 編 1.2.3-2.にいう「本会が必要と認める船舶」とは，国際航海に従事する総トン数 400 トン以上の船舶をいう。

~~25.~~ 規則 8 編 1.2.3-4.にいう「本会が適当と認める方法により採取」及び「本会が適当と認める方法により本船上に保管」とは，それぞれ IMO 決議 MEPC.182(59)に従って採取すること及び当該決議で要求される試料のラベルを当該決議に従って本船上に保管することをいう。